

第3号議案

アジアヘッドクォーター特区の指定申請について

審議事項

総合特別区域法に基づき国際戦略総合特別区域エリアの指定申請を行うに当たり、「アジアヘッドクォーター特区構想」の内容を審議する。

【参考：これまでの経緯】

東京の都市間競争力をこれまで以上に高めて、日本経済を牽引するには、外国企業を積極的に誘致することが必要。このため、大胆な規制緩和と税制優遇等が可能な「総合特区制度」の活用を検討

民間事業者等から、総合特区制度に係る提案を募集したところ、8団体から9つの特区提案を受付

民間事業者等の提案を取り入れ、かつ、高い防災対応力やエネルギー自立・分散型の都市づくりに資する優遇措置が可能な特定都市再生緊急整備地域制度を一体的に活用して相乗効果を高めるために、同地域と連動

上記地域において、外国企業と国内企業が刺激し合って魅力的な成長市場の形成を推進する「アジアヘッドクォーター特区構想」を策定